


そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

バックナンバー  
はこちらから 

## テーマ：最高裁判決後の米国関税の動向

米連邦最高裁判所（SCOTUS）は2026年2月20日、国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠とするトランプ政権の追加関税（以下、「IEEPA 関税」）を違法と判断しました。これを受けて米国際貿易裁判所（CIT）は2026年3月4日、米税関・国境取締局（CBP）に対し、IEEPA 関税の還付を命じました。還付対象となる可能性がある関税額は、総額1,660億ドル（約24兆円）にのぼります。

本稿では、IEEPA 関税の発動から還付に至るまでの経緯を整理し、還付のプロセスおよびIEEPA 関税の代替措置について解説します。

## IEEPA 関税の発動から還付までの経緯

トランプ政権は、2025年2月から同年4月にかけて、IEEPAに基づく以下の関税を導入しました。

- ① 特定国（中国、カナダ、メキシコ）を対象とするフェンタニル関税
- ② すべての国・地域からの輸入品に対して一律10%を上乗せするベースライン関税
- ③ 相手国の関税率に応じて追加関税を課す相互関税

上記の措置に関し、V.O.S. Selections, Inc.を含む中小企業5社およびオレゴン州を代表とする12州がCITに提訴し、その後、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）および最高裁判所を経て、IEEPA 関税が違法であることが確定しました。

これを受けて、CITはCBPに対してIEEPA 関税を原則すべての輸入者に還付するよう命じました。

## IEEPA 関税発動から還付までの時系列

日付	出来事
2025年2月4日	トランプ政権が、中国に対してフェンタニル関税を賦課
2025年3月4日	トランプ政権が、カナダおよびメキシコに対してフェンタニル関税を賦課
2025年4月2日	トランプ政権が、ベースライン関税および相互関税を発表
2025年4月5日	ベースライン関税の発動
2025年4月9日	相互関税の発動
2025年4月14日	V.O.S. Selections, Inc.らが、IEEPA 関税は大統領権限を逸脱しているとしてCITに提訴
2025年5月28日	CITが、IEEPA 関税は違法との判決を下す。トランプ政権はCAFCに控訴
2025年8月29日	CAFCが、CITの判決を支持。トランプ政権はSCOTUSに上告
2026年2月20日	SCOTUSが、IEEPA 関税は違法との判決を下す
2026年3月4日	CITが、CBPに対してIEEPA 関税の還付を命じる

## 還付のプロセス

### 1. フェーズ 1

CBP は 2026 年 4 月 10 日および同月 13 日に、IEEPA 関税の還付を行う統合通関管理・処理システム (CAPE) の利用方法を発表しました。還付は複数のフェーズに区分して段階的に行われることになっており、2026 年 4 月 20 日にフェーズ 1 として、①未清算 (※) の輸入申告および②清算から 80 日以内の輸入申告を対象とする還付受付を開始しました。これにより、還付すべき IEEPA 関税のうち 63% が処理される見込みです。

(※) 清算 (Liquidation)

米国では輸入時に支払う関税は暫定額であり、通常は輸入日から 314 日以内に CBP によって最終税額が確定されます。この最終税額を確定させる手続きを「清算」といいます。清算後であっても、180 日以内であれば CBP に対して異議申し立てを行うことができます。

### 2. フェーズ 2

CBP は 2026 年 6 月 9 日、調整 (※) 対象としてフラグが立てられている輸入申告のうち、調整申告 (タイプ 09) が未提出のものについて、新たに 6 月 29 日から還付申請の受付を開始すると明らかにしました。これらは、フェーズ 1 と同様に、未清算の輸入申告または清算日から 80 日以内の輸入申告に限定されます。

(※) 調整 (Reconciliation)

課税価格や原産地などの申告要素が輸入時点で未確定の場合、後日まとめて申告による再計算を行う手続きをいいます。輸入時に暫定申告 (フラグ付与) しておき、確定情報が出た段階であるべき税額に再計算します。この際、タイプ 09 と呼ばれる専用の申告書を CBP に提出します。

### 3. フェーズ 3 以降

CBP のエグゼクティブ・アシスタント・コミッショナーであるスーザン・トーマス氏は、「フェーズ 3」として、清算が最終確定している輸入申告についても還付手続きの対象とする方針を明らかにしています。

一方、トランプ政権は、還付対象を「すべての輸入者」とする CIT の判断は、権限を逸脱しており違法だとして CAFC に控訴しています。この際、トランプ政権は、裁判所による救済措置は原則、訴訟を起こした原告に限定されるとした最高裁の判例を引用しています。

このため、上訴審の結果次第では、清算が最終確定している輸入申告については、還付の対象が「CIT へ訴訟を提起した輸入者」に限定される可能性があります。

## IEEPA 関税の代替措置

IEEPA 関税違法の最高裁判決が下った 2026 年 2 月 20 日、トランプ政権は、IEEPA に基づく関税措置を終了させる大統領令の発表と同時に、1974 年通商法 122 条を根拠として原則すべての国からの輸入品に 10% の関税を課す大統領布告を発表しました。

CIT は 2026 年 5 月 7 日、122 条に基づく 10% の関税を違法とする判決を下しましたが、トランプ政権は同月 8 日に CAFC へ控訴しています。

122 条は議会が延長を承認しない限り 150 日 (2026 年 7 月 24 日) を期限とする時限立法のため、最終的な判決を待たずして期限を迎えることが見込まれます。

また、米国通商代表部（USTR）は 2026 年 6 月 2 日、1974 年通商法 301 条に基づく不公正貿易慣行調査の結果として、日本を含む 60 カ国・地域が強制労働により生産された製品の取引を抑制できず米国の通商を制限していると判断し、最大 12.5%の追加関税を課す案を公表しました。

このことから、トランプ政権は、7 月 24 日の 122 条の期限直後、301 条を根拠とする新たな関税措置を導入し、切れ目なく関税を継続する可能性があります。

### 米国関税の根拠法比較

	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	1974 年通商法 122 条	1974 年通商法 301 条
権限	大統領	大統領	米国通商代表部 (USTR)
税率	10%~41%	最大 15%	上限なし
目的	国家安全保障上の 脅威への対処	国際収支の深刻な 赤字への対処	不公正貿易慣行の阻止
期間	—	150 日 (議会承認で延長可)	4 年 (延長可)
現況	SCOTUS が違法判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CIT が違法判断</li> <li>・ CAFC へ控訴中</li> <li>・ 2026 年 7 月 24 日に失効</li> </ul>	2026 年 7 月 6 日までパブリックコメントを募集

### お見逃しなく！

トランプ政権は IEEPA 関税の還付対象を巡り、CAFC に控訴しています。また、IEEPA 以外の法律に基づく関税を賦課する動きもあります。米国関税を巡る不確実な状況は当面続く見通しであり、IEEPA 関税の還付および代替関税の動向を今後も注視する必要があります。